

金融、税制等の措置に加えて、土地利用計画制度の充実が強く指摘されているところであり、今回の都市計画法及び建築基準法の一部改正は、早急に実施することが望まれているものであります。すなわち、用途地域制度について、住居系の用途地域を細分化して事務所等の無秩序な進出を防止するとともに、規制用途の追加、見直しにより、カラオケボックス等を規制用途に加える等住環境の保護を図ることとしております。

次に、地区計画制度を拡充し、公共施設を備えた健全な市街地の整備とあわせて土地の有効利用等を図ることとしており、また、市町村の町づくりの具体的なビジョンとなる市町村の都市計画に関する基本的な方針を創設し、住民参加による市町村の主体的な町づくりを促すこととしております。

開発許可制度を改善し、計画的な市街地の整備を図るとともに、都市計画区域以外の区域における建築規制を充実し、リゾートマンション等の建築に対し、地方公共団体が条例で必要な制限を行うことができるよう改定しております。このほか、技術開発の進展、日米林産物協議等に対応して木造三階建て共同住宅の建築を可能とする等木造建築物等に係る規制を緩和するとともに、いわゆる伝統的建築物について建築基準法令の適用除外とし、地域文化の振興等に資することとする等の建築規制の見直しを行っております。

なお、原案のうち、市町村の都市計画に関する基本的な方針、開発登録簿の記載事項、用途地域の指定のない区域における建築規制、建築確認、許可等に係る建築物に関する台帳の整備、自走式自動車庫の建築確認における取り扱い等につきまして、より適切なものとするため修正を行っております。

今日、我が国は世界で米国に次ぐ経済大国であります。社会資本の整備状況は欧米先進国に比べ立ちおくれており、都市環境や住環境の水準は低いレベルにとどまっています。このため、国、都道府県、市町村及び地域住民がお互に一致協力をして、町づくりを積極的に推進していくことが望まれております。

このたびの都市計画法及び建築基準法の一部改正に係る修正案及び修正部分を除く原案は、市町村が主体的に町づくりを進め、良好な環境を備えた町づくりを実現していくために役立つ各種措置を新しく設けていることをあわせ考えれば、地価高騰に対処するために、また、町づくりの一層の推進を図るためにも、必要かつ妥当なものであると考えるものであります。

最後に、この法改正により改善された都市計画制度及び建築規制制度を活用するとともに、公共投資基本計画に基づき社会資本整備を着実に実施することによって、市町村による主体的な町づくりが推進され、良好な環境を備えた、地域の個性ある、美しい町づくりに結び付くものと確信し、賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○古賀委員長 次に、石井智君。
○石井(智)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、政府提出の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対して反対することを表明し、その理由を以下に申し述べます。

第一に、今回の改正は、近年のバブル経済の膨張に伴う地価の暴騰により、大都市では事務所ビルの建設を目的とする地上げの横行、地方では国民的リゾートづくりに名をかりた乱開発が進行し、土地利用制度の不備が痛感されたためであります。

全国で多くの自治体が、こうした乱開発のあらしに對して、独自の条例や開発指導要綱などを許可等に係る建築物に関する台帳の整備、自走式自動車庫の建築確認における取り扱い等につきまして、より適切なものとするため修正を行っております。

しかし、政府の提出された法案を見ますと、都市計画決定に係る権限移譲などには全く手がつかず、深刻化する一方の乱開発に対しても、ただ単に都市計画のメニューをふやすだけに終わっているのであります。

力して、町づくりを積極的に推進していくことが望まれております。

このたびの都市計画法及び建築基準法の一部改正に係る修正案及び修正部分を除く原案は、市町村が主体的に町づくりを進め、良好な環境を備えた町づくりを実現していくために役立つ各種措置を新しく設けていることをあわせ考えれば、地価高騰に対処するために、また、町づくりの一層の推進を図るためにも、必要かつ妥当なものであると考えるものであります。

最後に、この法改正により改善された都市計画制度及び建築規制制度を活用するとともに、公共投資基本計画に基づき社会資本整備を着実に実施することによって、市町村による主体的な町づくりが推進され、良好な環境を備えた、地域の個性ある、美しい町づくりに結び付くものと確信し、賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○古賀委員長 次に、石井智君。
○石井(智)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、政府提出の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対して反対することを表明し、その理由を以下に申し述べます。

第一に、今回の改正は、近年のバブル経済の膨張に伴う地価の暴騰により、大都市では事務所ビルの建設を目的とする地上げの横行、地方では国民的リゾートづくりに名をかりた乱開発が進行し、土地利用制度の不備が痛感されたためであります。

全国で多くの自治体が、こうした乱開発のあらしに對して、独自の条例や開発指導要綱などを許可等に係る建築物に関する台帳の整備、自走式自動車庫の建築確認における取り扱い等につきまして、より適切なものとするため修正を行っております。

しかし、政府の提出された法案を見ますと、都市計画決定に係る権限移譲などには全く手がつかず、深刻化する一方の乱開発に対しても、ただ単に都市計画のメニューをふやすだけに終わっているのであります。

このように、問題点を数多く含む政府の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案には賛成できないのであります。

そしてまた、社会党が提案をいたしました改正案については、審議が持たれたにもかかわらず採決に及ばなかつたことを遺憾に思つて次第であります。

今後の方向としては、各質問者の質問の視点の方向、そして参考人の意見等も、社会党案に向い、方向での流れが大勢であつたといふに理解をする次第であります。そういう意味において、これから都市計画をさらに健全なものにしていくためには、立つ政府の改正案には、大きな疑問を抱くものであります。

第二に、このたびの改正により創設されることとなる誘導容積制度の問題について指摘しておかなければなりません。

去る四月二十四日、本委員会において、東京への一極集中を是正し、地方の活性化を図るために、東京二十三区から事務所など産業業務施設を移転させる法律案を圧倒的な賛成で可決いたしました。ところが、それから一ヶ月もたたない今日、都市計画法等の改正においては、もともと過大に設定されている大都市の容積率を目いっぱい使わせるため、誘導容積制度をつくる法案が可決されようとしている 것입니다。

例えば東京では、道路もごみの処理も限界に来ているのであります。現状において、指定容積率が半分しか使われていないとしても、目標としなければならないのは、容積率を使い切らせることがなく、過大な容積率を率直に認めて、アメリカの大都市が次々に踏み切つていったように、容積率を切り下げるこではないでしょうか。政府案は、考え方が逆を向いていると思わざるを得ません。

その点、地区計画のもとで各敷地間の容積移転まで認めるというのでは、容認するわけにはまいりません。これは将来、開発業者による容積率の地上げが起こるおそれがあります。バブルが崩壊した現在、特典を与えることによつて、開発を誘導し高度利用を進めるという発想は、転換しなければなりません。

このように、問題点を数多く含む政府の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案には賛成できないのであります。

用途地域の細分化は、規制強化、規制緩和の両側面を持ち、市町村の権限や住民の意思の反映が限られた都市計画制度を民主的な都市計画決定のシステムに改めないままでは、制度の運用次第で、ともに、地域の過密状況を激化させることになり、容認できないものであります。

新たな問題や住民の犠牲を招くことになりかねません。

以上のように、政府案には改善部分もありますが、それが住民生活を守る方向で活用される手続的な保障がなく、また都市の過密を激化させる重大な改悪が含まれておりますので、反対の態度をとるものであります。

また、修正案につきましては、この修正案によって原案の誘導容積制度などの改悪部分や運営上の問題点、非民主的な都市計画の決定システムなどが改善されるものではなく、反対の態度をとるものであります。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

○古賀委員長 これより採決いたします。

○古賀委員長 これより採決いたします。

○古賀委員長 これより採決いたしました。

○古賀委員長 これより採決いたしました。

○古賀委員長 これより採決いたしました。

○古賀委員長 これより採決いたしました。

○古賀委員長 これより採決いたしました。

国民会議及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のこところでありますので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明にかかることがあります。

○古賀委員長 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 用途地域の細分化に伴い、指定替えに際して安易な規制緩和が行われないよう地方公共団体を指導すること。

二 誘導容積制度及び容積率の適正配分制度の運用に当たり、当該地方公共団体が安易な容積割増しを行うことなく、いやしくも、土地の高度利用によって大都市部における一層の集中を招くことのないよう指導すること。

三 市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定において、住民の意見反映が十分に行われるよう地方公共団体を指導すること。

四 都市計画区域以外の区域における建築規制制度の適用に当たっては、区域の指定要件、条例による制限の基準等について、当該地方公共団体の自主性が發揮できるよう十分配慮すること。

五 都市計画事業が円滑に実施できるよう、地方公共団体の財源の確保に十分配慮すること。

六 地方公共団体における都市計画の専門家の養成を図るとともに、都市計画制度及び都市計画に係る補助・融資制度に関するマニュアルを作成すること。

七 本委員会における論議を踏まえて、引き続き、都市計画決定に係る権限及び手続きについて検討を行うこと。

委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 起立総員。よつて、杉山憲夫君外二名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○古賀委員長 この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山崎建設大臣。

○山崎国務大臣 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま修正議決されましたことを深く感謝申しあげます。

○古賀委員長 今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

○古賀委員長 ここに、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○古賀委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○古賀委員長 これにより越旨の説明を求めます。杉山憲夫君。

○古賀委員長 ただいま議題となりました都市計画案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○古賀委員長 ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、公明党・

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち都市計画法第十八条の二第一項中「定めることができる」を「定めるものとする」に改め、同条第四項中「基本方針が定められているときは、当該」を削る。

第二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第三条第一項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の次に次の一項を加える。

第四十四条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第五条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第六条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第七条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第八条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第九条第一項及び第十項の改正規定の次に次のよう 加える。

第十一条に次の一項を加える。

第十二条に次の一項を加える。

第十三条に次の一項を加える。

第十四条に次の一項を加える。

の六のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定めるもの」に改める。

第二条のうち建築基準法第八十八条第二項の改正規定中「第八十八条第二項中」を「第八十八条第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十二条第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十二条第三項から第五項まで」に改める。

附則第三条中「附則第十七条」を「附則第十八条」に改める。

附則第二十二条を附則第二十三条とし、附則第七条から附則第二十一条までを「一条ずつ繰り下げ、附則第六条の次に次の二条を加える。

(開発登録簿に関する経過措置)

第七条 新都市計画法第四十七条第三項の規定は、この法律の施行前にされた旧都市計画法第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可又は同条第二項の協議については、適用しない。